

洲本市農業委員会 だより

NEWS
令和8年3月発行

令和7年夏、遊休農地解消を目指して 農地パトロール出発式を開催しました！



令和7年8月22日(金)、洲本市役所1階「市民の広場」にて農地パトロール出発式を開催、令和7年9月から10月にかけて18班体制で農地パトロールを実施しました。「地域の農地利用の確認」、「遊休農地の実態把握」、「発生防止・解消、農地の違反転用防止・早期発見」を目的に、農業委員、農地利用最適化推進委員、市職員が現地を見回りました。

その後、遊休農地の所有者等へ、改善指導や農地利用意向調査を行いました。

遊休農地とは

- ①現に耕作されておらず、かつ、引き続き耕作されないと見込まれる農地
- ②その農業上の利用の程度が周辺と比べて著しく劣っていると認められる農地



「共進会」開催 令和7年9月6日(土)

洲本市畜産共進会が、淡路家畜市場で開催され、体格や骨格などの牛の健康美が競われました。

名誉賞

和牛の部

「F&C」

株式会社竹池牧場 様

乳牛の部

「ワールドフェア エッセ
ンス ムーンライト アポロ」
橋本 様



「農業祭」開催 令和7年11月22日(土)

洲本市農業祭が、洲本市民広場で開催されました。

当日は洲本の新鮮野菜・地元特産品が販売され、淡路島牛乳、お野菜たっぷりミネストローネ、淡路牛焼肉、餅が無料でふるまわれ、洲本の「美味しい」を大いに味わえるイベントになりました。

中間管理機構を通じた手続きと 農地法第3条許可による貸し借りについて

「農業経営基盤強化促進法」に基づく農地の貸し借り（利用権設定）が令和7年4月以降、出来なくなりました。

今後も農地の貸し借りを希望される場合は、「農地中間管理機構を通じた手続き」か「農地法第3条」のどちらかの手続きをお願いします。

手続きに時間がかかる場合がありますので、お早めにご相談ください。

【中間管理機構を通じた手続きと農地法第3条許可による貸し借りの違い】

	農地中間管理機構(ひょうご農林機構)を通じた手続き	農地法第3条許可
賃貸形態	中間管理機構が間に入る賃貸	貸主と借主の直接の賃貸
年数設定	原則10年以上	任意
賃料の支払い	借主は中間管理機構に支払い、中間管理機構から貸主に支払い	借主が貸主に直接支払い
契約の更新	自動更新なし	自動更新
農地返還	期間満了で自動返還	返還の手続きが必要
手続きにかかる期間	3ヶ月～4ヶ月	1ヶ月～2ヶ月
問い合わせ先	洲本市農政課 ☎0799-24-7638	洲本市農業委員会事務局 ☎0799-24-7628

全国農業新聞



農家の皆さん、全国農業新聞を購読してみませんか

全国農業新聞は、農業委員会組織が発行する農業に関する総合専門紙です。地域の元気で特徴ある話題や地域独自のイベント情報も発信しています。ぜひ購読ください。

購読料 新聞本紙 月額900円（令和8年4月から）

電子版 月額700円（令和8年4月から）

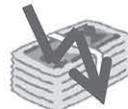
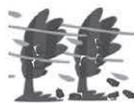
●毎週金曜日発行 B3版8-10頁建 ●発行所：全国農業会議所

購読申込み・問い合わせ先 洲本市農業委員会 ☎0799-24-7628

収入 保険



「もしも」にそなえる、
あなたへのエール。



全ての農産物を対象に、自然災害、価格低下、ケガのほか、
経営努力では避けられないあらゆる収入減少を補償します！

備えの種をまこう。

安心のネットワーク
NOSAIひょうご

兵庫県農業共済組合 洲本淡路事務所

〒656-2126

洲本市安乎町宮野原字久友784番2

TEL(0799)28-1653

FAX(0799)28-1655



NOSAIひょうご

検索

**転用を計画する時は
事前にご相談ください!**

地域計画内農地の 農地転用の手続きについて

農業経営基盤強化促進法（基盤法）という法律が法改正されたことに伴い、集落や一定の農業上の利用が行われる区域において、「地域計画」を作成し、農地の集約化等を進めていくことが定められました。

これに伴い、転用申請（農地法第4条及び第5条の規定に基づき農地転用許可申請）を行う農地については、あらかじめ「地域計画からの除外手続き」が必要となります。この手続きは、時間を要するため、お早めに地域計画からの除外をご検討下さい。地域計画の変更が告示された後に、農地転用の申請が可能になります。

農地が地域計画内に該当するかの確認や「地域計画からの除外手続き」については、農政課で、ご相談をお願いいたします。

※地域計画から除外された場合でも、農地転用許可を約束するものではありません。

【農地転用に関する】問い合わせ先

洲本市農業委員会事務局
3階①番窓口
☎0799-24-7628

【地域計画に関する】問い合わせ先

洲本市農政課
担い手育成係 3階②番窓口
☎0799-24-7638

老後の備えは

国民年金 + 農業者年金 で



そもそも農業者年金って何？

農業者の年金は、サラリーマンと比較してみると公的年金の1階部分である国民年金のみです。厚生年金を受給するサラリーマン並みの年金を確保するには、自分で2階部分の年金を準備する必要があります。この2階部分として農業者には、年金の足りない部分を補う農業者年金制度があります。

【以下の要件を満たす人はみなさん加入できます！】

60歳未満

**国民年金
第1号被保険者**

**年間60日以上
農業に従事**

農業者年金には、どんなメリットがあるの？

- 積立方式・確定拠出型で少子高齢時代でも安心
- 月々の保険料が選べます
(2万円～6.7万円、千円刻みでいつでも増減が可能)
- 終身年金です(80歳前に亡くなられた際には一時金あり)
- 節税効果があります(保険料は全額、社会保険料控除対象)
- 意欲ある担い手には最高1万円の保険料助成があります
- 国民年金の任意加入者(65歳未満)も加入できます

個別の説明会も随時開催します。

問い合わせ先

洲本市農業委員会事務局
☎0799-24-7628(直)

令和6年度 農地法申請等審議状況

農地の売買・賃借等の申請の許可等の審査のため、農業委員は毎月の総会に出席し、農地の適正利用の推進に努めています。

【令和6年4月～令和7年3月末までの審議状況】

	件数	面積 (ha)
農地法3条許可申請(農地の所有権移転)	51	31.1
農地法3条許可申請(農地の賃貸借設定)	0	0
農地法4条許可申請 (権利移動を伴わない農地転用)	6	0.3
農地法5条許可申請 (権利移動を伴う農地転用のための 権利移転・設定)	24	1.5
利用権設定の申出による農地の貸し借り	354	103.4
農地中間管理事業による農地の貸し借り	15	7.6
非農地証明願	28	2.9
農地法施行規則第29条 第1号の確認証明願 (200㎡未満の農業用施設用地の転用)	2	0.1
農地法第3条の3の届出 (相続等での農地の取得)	68	41.1
農地及び採草牧草地の現況変更届	0	0
賃貸借の合意解約	168	42.6

農業用軽油免税証の 交付申請の際には、 耕作証明書の提出が 必要です

軽油取引税とは、軽油に課税される県税です。道路を走行しない農業用の機械（トラクターやコンバインなど）の動力源に使用する軽油については、県税事務所に申請すると、免税を受けることができます。

免税をご希望の方は、農業委員会が発行する耕作証明書（手数料300円）、農業用機械の販売証明書等を持参のうえ、洲本県税事務所課税第2課にて申請してください。

初めて申請される方は、あらかじめ下記の連絡先へお問合せください。

お問合せ先

洲本県税事務所 課税第2課
☎0799-26-2030

令和6年度

農地賃借料情報

地域	平均額	最高額	最低額	データ筆数
市全体	8,900円	29,400円	880円	178筆
洲本	8,200円	29,400円	2,900円	122筆
五色	9,900円	28,000円	880円	56筆

令和6年4月から令和7年3月までに締結された市内農地の賃貸借の賃借料(10a当たり)

※農地の賃貸借契約をするときの目安になるよう地域の賃借料の実勢を平均額・最低額で表したもので、今後の賃借料を決めたものではありません。
最終的には当事者間で協議し決定するようお願いいたします。

農業委員会では毎月

- 5日 申請等の提出締切日
(その日が休日の場合は、翌開庁日)
- 10日 農事相談(地元農業委員を通じて予約)
(その日が休日の場合は、直前の開庁日)
- 22日 定例農業委員会開催日
(その日が休日の場合は、直前の開庁日)

洲本市農業委員会

〒656-8686 洲本市本町三丁目4番10号
洲本市役所 本庁舎3階 1番窓口
TEL 0799-24-7628 (直通)
FAX 0799-25-3590
ホームページ <https://www.city.sumoto.lg.jp/soshiki/38/>
メールアドレス noui@city.sumoto.lg.jp

